

性的マイノリティの人権相談強化期間 性的指向、性同一性障害など、性的マイノリティに関するさまざまな人権問題に関する電話相談を実施します。 津地方方法務局人権擁護課 059-228-4193

市の封筒に掲載する広告を募集します

使用期間 平成29年1月1日から1年間
募集期間 9月28日(金)～10月12日(金)

- 長形3号(裏面) 4枠(縦35mm×横100mm)
印刷予定数 100,000枚
掲載料 60,000円/1枠
角形2号(裏面) 6枠(縦60mm×横110mm)
印刷予定数 35,000枚
掲載料 45,000円/1枠
※申込多数の場合は抽選。掲載基準など詳しくは、問い合わせ先へ



長形3号(裏面)

出納室 63-7827

第3次名張市農業マスタープランの策定について審議する委員を募集

対象 市内在住・在勤・在学の18歳以上の人で、平成28・29年度内の5～6回程度の会議に出席できる人
募集人数 1人 任期 平成30年3月(予定)
応募 9月29日(金)～10月13日(金)までに、市役所4階の農林資源室で配布する申込書(市ホームページからの出力可)に「今後の名張市の農業の目指すべき姿について」をテーマにした作文(800字以内)を添えて、直接または電子メール、郵送で同室(〒518-0492 名張市鴻之台1-1)へ ※10月13日消印有効

農林資源室 63-7625
nourin@city.nabari.mie.jp

「第59回名張市美術展覧会」を開催

日時 9月28日(金)～10月2日(日) 午前9時～午後5時 ※9月30日(金)は午後7時まで
最終日は午後4時30分まで
入場はいつでも各日程の終了時間30分前まで
場所 総合福祉センターふれあい(丸之内)
展示品 絵画、書道、写真、美術工芸
審査会を公開します。
日時 9月26日(日) 午前10時30分～
講評会を開催(審査委員による講評)
日時 10月2日(日) 午前11時～(絵画) 午後3時～(書道、写真、美術工芸)
◎審査会、講評会の会場は総合福祉センターふれあい。どなたでも入場いただけます。

文化生涯学習室 63-7892

男女共同参画をテーマにした川柳を募集(優秀作品には賞品)

固定観念や慣習への疑問、男女が互いに認め合うことの大切さなどをテーマにした川柳を募集します。
対象 市内在住・在勤・在学の人
応募 10月3日(日)から11月14日(日)までに、川柳作品(漢字には振り仮名)、住所、氏名(振り仮名)、年齢、性別、電話番号、職業(学生は学校名・学年)を記入し、直接持参、郵送、ファクス(63-4677)、電子メール(kyodo@city.nabari.mie.jp)で、市役所4階人権・男女共同参画推進室(〒518-0492 鴻之台1-1)へ提出
人権・男女共同参画推進室 63-7559

赤い羽根共同募金にご協力ください

10月1日(日)から12月31日(日)までの期間中、街頭やイベントなどさまざまな機会で開催される赤い羽根共同募金の皆様とともに募金運動を行います。ご協力いただいた赤い羽根共同募金は、市内の地域福祉活動を応援し、支えています。

UMOUプロジェクトについて

皆さんの不要な羽毛製品が募金として役立ちます。自宅に使わなくなった羽毛布団、ダウンジャケットなどがあれば、名張市社会福祉協議会(丸之内79)までお持ちください。

名張市共同募金委員会(名張市社会福祉協議会内) 63-1111

山で自然観察をしよう! 参加者募集

日時 10月30日(日) 午前8時30分～午後3時30分
場所 赤目四十八滝 ※集合は近鉄赤目駅
対象 小学5年生以上(小学生は要保護者同伴)
定員 20人 ※先着順。参加無料
持ち物 弁当、飲み物、軍手、帽子、長袖・長ズボンの服装、山歩きができる靴
申込期間 10月3日(日)午前10時～10月26日(日)
◎申込方法など詳しくは、問い合わせ先へ

河川レンジャー事務局 0742-36-8760

浄化槽は適切な維持管理をお願いします

浄化槽は、法定検査や適正な管理をすることで、浄化槽法で義務付けられています。
○年1回の「法定検査」の申込は三重県水質検査センター(059-213-0707)へ
○保守登録業者による年3～4回の「保守点検」
○市の許可を受けた業者による年1回(全ばっ気方式は2回)の「清掃」

上下水道部経営総務室 63-4114

平成28年度名張市戦没者追悼式開催のお知らせ

戦没者の方々を追悼し、平和を祈念するため戦没者追悼式を開催します。
日時 10月12日(日) 午前10時～正午
場所 アドバンスコープADSホール(松崎町)
◎ご遺族の皆さんへ後日案内はがきを送付します。
生活支援室 63-7582

市役所庁舎電気設備点検のため

10月9日(日)(終日) 24h
コンビニエンスストアでの証明書などの交付を休止します。
総合窓口センター 63-7440

年金 付加年金で年金額を増やしませんか?

老齢基礎年金の年金額は、40年間(480ヵ月)の保険料を納めた場合、満額受給できますが、より多くの年金を受けたいと考えている人のために、付加年金制度があります。

これは、毎月の定額国民年金保険料(平成28年度は16,260円)に付加保険料を加えて納めると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。

付加保険料額は月額400円

付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者の方です(保険料の免除または納付猶予該当者、国民年金基金加入者を除きます)。

納付申し出・辞退はいつでもできます。付加保険料の納付開始は申込月からとなり、定額保険料とあわせて月額16,660円を納付期限までに納付していただくことになります。

付加年金額は年額「200円×付加保険料納付月数」

2年を超えて受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金を受け取ることができます(付加年金は老齢基礎年金と一緒に支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります)。

申込 年金手帳、印鑑、来庁される人の身分証明書(運転免許証など)を持って、市役所1階保険年金室でお申し込みください。後日、年金事務所から納付書が送られます。また口座振替をご利用の方は、定額保険料に上乗せして振り替えされます。

年金相談 日時 10月11日(火)・25日(火) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)
場所 産業振興センターアスピア(南町) 保険年金室 63-7445